

あなたのお住まいを担当するのは _____ 健康福祉センターです

あなたのお住まいを担当する保健師は _____ です

妊娠中

出産

生後1か月頃

 妊婦面接 (年 月 日) 妊娠8か月頃アンケート 出産予定日 (年 月 日) 電話相談・家庭訪問 あなたの住まいを担当する健康福祉センター ・ 担当保健師が訪問や電話等で相談をお受けします。 妊婦健康診査 (14回分) など 新生児聴覚検査 (生後50日まで、1回分) 1か月児健康診査 妊婦歯科健診 保健指導票 (対象要件あり) 妊婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査(乳児・産婦)

出産病院で赤ちゃんとお母さんの健診を行います(自費)。

 母親学級・両親学級 伴走型妊婦訪問事業 ツインキッズクラブ (健康福祉センターで実施)

ふたご・みつごを妊娠中の方や子育て中の方のための交流会です。

ふたご・みつごのお子さんに係るサービスなどはこちら

 育児支援ヘルパー 産後ドゥーラ 出生通知票 (母子健康手帳に綴じ込み)

赤ちゃんが生まれたら電子申請または郵送してください。通知票をもとに新生児等・産婦訪問を行います。

 新生児等・産婦訪問 (乳児家庭全戸訪問事業) 産後ケア事業 ショートステイ ファミリー・サポート・センター ベビーシッター利用支援事業 出生届 赤ちゃんが生まれたら、14日以内に届け出る必要があります。 子ども医療費助成 (乳幼児医療証) 児童手当 出産育児一時金

健康保険に加入している方に、出産児一人につき50万円が支給されます。手続きは出産する医療機関です。詳しくは加入している健康保険組合へご確認ください。

 出産手当金 詳しくはご加入の社会保険組合へご確認ください。 おおさまの健康保険加入 詳しくは加入予定の健康保険組合へご確認ください。

Check! ご本人やご家族ができること

- 出産する病院等を決める。(里帰り出産の場合は、帰省先の病院等に分娩を予約)
- 出産予定を職場に伝え、産前産後休業や育児休業などの調整、手続きを行う。
- 妊娠中の生活や食事を確認する。
- 家族と緊急連絡先、産前産後の過ごし方を確認する。
- 入院時の持ち物の用意、ベビー用品の準備をする。

産後パパ育休

厚生労働省

子どもの成長を
間近で感じよう!

出産・子育てに関する今後の予定